

社会福祉法人豊仁会 評議員・役員等の報酬及び費用の支給基準

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人豊仁会(以下「本会」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、評議員、役員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法人及び社会福祉法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

(1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。

(2) 役員とは、定款第一五条による理事、監事をいう。

(3) 評議員選任・解任委員とは、定款第六条による者をいう。

(4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区別される。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区別される。

(報酬)

第3条 当会では、評議員、役員等に対し、次のような場合に、報酬を支給することができる。

(1) 評議員や役員が、評議員会に出席した場合。

(2) 理事や監事が、理事会に出席した場合。

(3) 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席した場合。

(4) 監事が法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合。

2 上記の各号に相当する場合、別表1に定めた金額を支給する。

(費用)

第4条 前条に各号に挙げた会議の参加または業務の遂行に際し費用の発生する場合は、その費用を弁済することができる。

2 弁済する費用は実費とする。但し、一万円を上限とする。

(報酬・費用の支給方法)

第5条 前2条に規定する報酬及び費用は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の口座に振り込むこともできる。

(適用除外)

第6条 本会の職員が役員や評議員選任・解任委員を兼ねる場合は無報酬とし、この規定を適用しない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月29日より施行する。

(別表1)

区分	報酬の支給金額
評議員会への出席	10,000円
理事会への出席	10,000円
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
監事監査への出席	10,000円

1. 上表に定める報酬金額は、一人一日あたりの支給額から、源泉徴収税額を控除した後の金額である。
2. 同一人が、同日に2以上に出席した場合、報酬は重複して支給しないものとする。